高知龍馬マラソン応援の店制度実施要領

（目的）

第１条　高知の魅力である人・食・自然などを通じて、高知龍馬マラソンを県内外に広くＰＲすることに協力していただける店舗、会社、事業所等を「高知龍馬マラソン応援の店（以下「応援の店」という。）として登録し、ＰＲ資材を配布するなどにより、多くの方々の参加を促し、大会の目的である「生涯スポーツの振興」と「スポーツツーリズムの推進」に寄与する。

（対象）

第２条　高知龍馬マラソンに興味関心を持ち、ＰＲに協力が可能な店舗、会社、事業所等を対象とする。

（登録）

第３条　登録の申し込みは、別紙第１号様式「高知龍馬マラソン応援の店」登録申込書に必要事項を記載して高知龍馬マラソン実行委員会事務局（以下「事務局」という。）に提出して行う。

２　事務局は、登録申込書を受理し、その登録を認めたときは別紙第２号様式により登録を通知するとともに登録証を交付するものとする。

（内容）

第４条　事務局は「応援の店」に関し、以下の対応を行う。

　（１）ホームページ等での「応援の店」に登録した店舗名等の紹介および応援の店ホームページのリンク

　（２）「応援の店」への大会ポスターおよび募集パンフレットの送付

　（３）「応援の店」へのＰＲ資材の提供（予算の範囲内）

（留意事項）

第５条　「応援の店」は以下のことに留意するものとする。

　（１）応援の店は登録証および大会ポスター等を営業に支障のない範囲で店頭又は店内に掲示するとともに、募集パンフレットの配布に協力すること。

　（２）「応援の店」登録によって生じたトラブルに関しては事務局の責に帰すべき事情がある場合を除き、当事者間で解決する。

（登録期間）

第６条　「応援の店」の登録期間は制度が廃止される日までとする。ただし、特別な事情があるときはこの限りではない。

（登録内容の変更、登録の取り下げ及び登録の取り消し）

第７条　「応援の店」は登録内容に変更が生じた場合または登録を取り下げようとする場合は、その内容を事務局へ連絡する。

２　事務局は、「応援の店」が以下の各号のいずれかに該当する場合、登録を取り消すことができる。

　（１）「応援の店」が法令違反や第５条（２）に反する行為を行った場合

　（２）公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがある場合

　（３）「応援の店」従業員が暴力団や反社会的団体に所属している場合および暴力団との社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（その他）

第８条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

１　この要領は、平成２７年７月１日から施行する。